四十一　平成二十五年総務省告示第三百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一一の項を次のように改める。

11	削除

第一項の表一四の項及び一五の項を次のように改める。

14	削除
15	削除

第二項の表一一の項及び一二の項を削る。

四十二　平成二十五年総務省告示第四百六十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四三の項及び四四の項を次のように改める。

43	削除
44	削除

第一項の表四六の項を次のように改める。

46	削除

四十三　平成二十六年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

1	削除

第一項の表一三の項を次のように改める。

13	削除

第一項の表二九の項を次のように改める。

29	削除

第一項の表五四の項を次のように改める。

54	削除

四十四　平成二十六年総務省告示第二百五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七の項を次のように改める。

7	削除

第一項の表一一の項を次のように改める。

11	削除

第一項の表一七の項を次のように改める。

17	削除

第一項の表二五の項を次のように改める。

25	削除

四十五　平成二十六年総務省告示第三百七十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六の項を次のように改める。

6	削除

四十六　平成二十七年総務省告示第百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一四の項を次のように改める。

14	削除

第四項の表六の項中「岐阜県海津市南濃町境字狐平2789－1」を「岐阜県海津市南濃町境字狐平2789－8」に改める。

四十七　平成二十七年総務省告示第三百六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九の項を次のように改める。

9	削除

四十八　平成二十八年総務省告示第一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六の項を次のように改める。

6	削除

第一項の表八の項を次のように改める。

8	削除

第一項の表一二の項を次のように改める。

12	削除

第一項の表二八の項を次のように改める。

28	削除

四十九　平成二十八年総務省告示第二百三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六の項から九の項までを次のように改める。

6	削除
7	削除
8	削除
9	削除